

第 33 回南阿蘇村農業委員会総会会議録

1. 開催日時 令和 5 年 3 月 10 日（金）午前 10 時 00 分開会
2. 開催場所 南阿蘇村庁舎 2 階 大会議室
3. 出席委員
- | | | | |
|------------|------------|------------|------------|
| 1 番 安達 英二 | 2 番 後藤 操 | 3 番 岩本 孝之 | 4 番 友岡 康幸 |
| 5 番 山室加智子 | 6 番 片山 雅雄 | 7 番 興梠 正信 | 8 番 古澤 勝康 |
| 9 番 佐藤 久康 | 10 番 興呂木和也 | 11 番 長崎 花子 | 12 番 浅尾 継也 |
| 13 番 長崎 愛 | 14 番 大塚 恭徳 | 15 番 犬塚 久子 | 16 番 長野 秀輝 |
| 17 番 増田 生志 | 18 番 野田 政輝 | 19 番 渡邊 和徳 | |

欠席委員

4. 議事日程
- 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
 - 議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
 - 議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
 - 議案第 4 号 経営基盤強化促進法許可申請について
5. 事務局職員
- | | |
|-----|-------|
| 局 長 | 下田 朱美 |
| 次 長 | 吉弘 泰彦 |
| 主 幹 | 藤野 貴洋 |

6. 会議の概要

発言者	内 容
局長	<p>皆さんおはようございます。本日はお忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。それでは、もうすでに皆様お集まりになっておられますので総会の方を始めさせていただきますよろしいでしょうか。</p> <p>それでは、本総会開催にあたりましてご報告を申し上げます。委員総数 19 名、出席委員 19 名で南阿蘇村農業委員会会議規則第 7 条により本総会の成立をご報告致します。</p> <p>それでは農業委員会憲章を出席者全員で唱和致します。皆様ご起立の程よろしくお願い致します。</p> <p>それでは定刻になりましたので第 33 回南阿蘇村農業委員会総会を開催致します。今回の農業委員会憲章の指揮は 11 番長崎委員、13 番長崎委員にお願い致します。</p> <p style="text-align: center;">—農業委員会憲章の唱和—</p>
局長	はいありがとうございます。それでは本村農業委員会会議規則第 5 条の定めにより、以後の進行は会長が議長となり進行をお願い致します。それでは会長よろしくお願い致します。
会長	皆さんおはようございます。 それでは着座にて議事進行に当たらせていただきます。
議長	只今から第 33 回南阿蘇村農業委員会総会を開会致します。本日の議事録署名委

	<p>員に 11 番の長崎委員、13 番の長崎委員を指名します。</p>
<p>議長</p>	<p>議案第 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請について審議します。事務局に議案の朗読をお願い致します。</p>
<p>事務局</p>	<p>はい朗読を致します。議案第 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請について</p> <p>番号 1：譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] 所有権移転の売買となっております。</p> <p>番号 2：譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] 所有権移転の贈与となっております。</p> <p>番号 3：譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] 所有権移転の贈与となっております。</p> <p>番号 4：譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] 所有権移転の贈与となっております。</p> <p>番号 5：譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] 所有権移転の贈与となっております。</p> <p>番号 6：譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] 所有権移転の贈与となっております。</p> <p>番号 7：譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] 所有権移転の売買となっております。</p> <p>番号 8：譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [REDACTED] [REDACTED] 所有権移転の 売買 分割払型となっております。</p> <p>番号 9：譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] 所有権移転の売買 分割払型となっております。</p> <p>番号 10：譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] 所有権移転の売買 分割払型となっております。</p> <p>以上、ご審議をお願いします。</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございます。朗読が終わりましたので地元委員の説明をお願いしたいと思いますが、番号 10 番は 委員案件ですので先に審議したいと思います。委員の退席を求めます。</p>

	(9 番退席)
事務局	<p>議案第 1 号番号 10 につきまして、事務局からご説明します。 譲渡人、譲受人、申請土地の状況は、記載のとおりです。</p> <p>この案件は、熊本県農業公社の「不動産割賦売買事業」を活用されたものであり、平成 25 年 12 月から令和 4 年 12 月までの 10 年間の分割払いが終了した所有権移転の売買となります。</p> <p>一括払いでの特例売買であれば、議案第 4 号の農業経営基盤強化促進法で審議するところですが、今回は分割払いのため、法律上では、農地法第 3 条での審議となります。ご審議よろしくお願ひします</p>
議長	<p>はいありがとうございました。説明が終わりましたので、審議をお願い致します。</p> <p>(異議なし)</p> <p>議案第 1 号番号 10 農地法 3 条の規定による許可申請について、異議がない方は挙手をもってお願い致します。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>ありがとうございます。全員賛成と認め、議案第 1 号番号 10 番は原案どおり可決致します。</p> <p>(9 番着席)</p>
議長	<p>引続き残りの議案を地元委員に説明をお願いいたします。</p>
3 番	<p>議案第 1 号 1 番、2 番につきまして 3 番の岩本が説明致します。申請人、譲渡人、譲受人、記載のとおりでございます。1 番について説明致します。譲受人と譲渡人は知人であり今回所有権移転売買の話があがっております。2 番につきましては譲渡人と譲受人は親子関係で所有権移転贈与の申請が上がっております。何ら問題は無いと思われます。ご審議よろしくお願ひします。</p>
6 番	<p>議案第 1 号 3 番につきまして 6 番の片山が説明致します。申請人、譲渡人、譲受人、記載のとおりでございます。譲渡人と譲受人は祖父と孫の関係であります。お孫さんにあたる譲受人が新規就農されておりアスパラを生産されております。後継者として頑張っておられ、何ら問題は無いと思われます。ご審議よろしくお願ひします。</p>
13 番	<p>議案第 1 号 4 番につきまして 13 番の長崎が説明致します。申請人、譲渡人、譲受人、記載のとおりでございます。譲渡人と譲受人は親子関係であり譲渡人もご高齢となり今回譲受人へ所有権移転贈与となっております。何ら問題は無いと思われます。ご審議よろしくお願ひします。</p>

<p>9 番</p> <p>事務局</p> <p>議長</p> <p>議長</p>	<p>議案第 1 号 5 番から 7 番まで 9 番の佐藤が説明致します。申請人、譲渡人、譲受人、記載のとおりでございます。</p> <p>5 番ですが譲渡人と譲受人は親子関係であり今回所有権移転贈与の申請が上がっております。</p> <p>6 番についてですが、譲受人は新規就農者で耕作する農地を探されておられましたが、今回譲渡人と所有権移転の売買の契約がまとまりました。</p> <p>7 番につきましては、譲渡人のご高齢で農業が出来ないということで、譲受人と話が出来ております。譲受人は不動産業を営まれています、農業に大変興味をもたれ、農大で農業研修を終えておられます。やる気ある農業担い手として何ら問題は無いと思われまます。ご審議よろしくお願ひします。</p> <p>議案第 1 号 8 番 9 番を事務局が説明致します。申請人、譲渡人、譲受人、記載のとおりでございます。先ほど先に審議しました 10 番の議案と同様の案件となります。所有権移転売買の分割払い型となります。ご審議よろしくお願ひします。</p> <p>はいありがとうございます。地元委員の説明が終わりましたので、審議をお願い致します。</p> <p>(異議なし)</p> <p>議案第 1 号農地法 3 条の規定による許可申請について、異議がない方は挙手をもってお願い致します。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>ありがとうございます。全員賛成と認め、議案第 1 号は原案どおり可決致します。</p>
<p>議長</p> <p>事務局</p> <p>議長</p> <p>3 番</p>	<p>続きまして議案第 2 号農地法第 4 条の規定による許可申請について審議します。事務局に議案の朗読をお願い致します。</p> <p>はい朗読を致します。議案第 2 号農地法第 4 条の規定による許可申請について番号 1 申請人は記載のとおりです。所在地番 [REDACTED] 転用目的は植林の始末書添付となっております。</p> <p>番号 2:申請人は記載のとおりです。所在地番 [REDACTED] 転用目的は住宅用地の始末書添付となっております。</p> <p>ありがとうございます。朗読が終わりましたので地元委員の説明をお願いします。</p> <p>議案第 2 号番号 1 番について 3 番岩本が説明します。申請人、申請土地の状況については議案書記載のとおりです。申請地は、40 年位前より農地に植林をされているようで、今回始末書添付で 4 条許可申請となります。ご審議よろしくお願ひ致します。</p>

19 番	議案第 2 号番号 2 番について 19 番渡邊が説明します。申請人、申請土地の状況については議案書記載のとおりです。申請地は申請人が住宅を建てた際にカーポートを建築されたようで、今回始末書添付で 4 条許可申請となります。ご審議よろしくお願ひ致します。
議長	はい、ありがとうございました。地元委員の説明が終わりましたので、審議に入らせていただきます。
	(異議なし)
	ありがとうございます。議案第 2 号農地法第 4 条の規定による許可申請について、異議がない方は挙手をもってお願ひ致します。
	(全員挙手)
議長	ありがとうございます。全員賛成と認め、議案第 2 号は原案どおり可決致します
議長	続きまして議案第 3 号農地法第 5 条の規定による許可申請について審議します。事務局に議案の朗読をお願ひ致します。
事務局	はい朗読を致します。議案第 3 号農地法第 5 条の規定による許可申請について番号 1:譲渡人、譲受人は記載のとおりです。所在地番 XXXXXXXXXX XXXXXXXXXX 転用目的は個人住宅となっております。
議長	ありがとうございます。朗読が終わりましたので地元委員の説明をお願ひします。
19 番	議案第 3 号番号 1 番について 19 番渡邊が説明します。譲渡人、譲受人、申請土地の状況については議案書記載のとおりです。譲渡人と譲受人は祖父と孫の関係で、譲受人は農業をされており近くに個人住宅を建てたいと転用所有権移転無償という事で、何ら問題ないと思われます。ご審議よろしくお願ひ致します。
議長	はい、ありがとうございました。地元委員の説明が終わりましたので、審議に入らせていただきます。
	(異議なし)
議長	ありがとうございます。議案第 3 号農地法第 5 条の規定による許可申請について、異議がない方は挙手をもってお願ひ致します。
	(全員挙手)
議長	ありがとうございます。全員賛成と認め、議案第 3 号は原案どおり可決致します

議長	<p>続きまして議案第4号経営基盤強化促進法による許可申請について番号1から番号12並びに番号33から番号61までの新規案件について、審議を行います。事務局に議案の朗読をお願い致します。</p>
事務局	<p>事務局：はい朗読いたします。議案第4号経営基盤強化促進法許可申請について番号1:譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [REDACTED] 賃借権設定の10年です。</p> <p>番号2:譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [REDACTED] 賃借権設定の10年です。</p> <p>番号3:譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [REDACTED] 賃借権設定の3年です。</p> <p>番号4:譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [REDACTED] 賃借権設定の5年で、相続権者同意書有です。</p> <p>番号5:譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [REDACTED] 使用貸借権設定の5年です。</p> <p>番号6:譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [REDACTED] 賃借権設定の3年です。</p> <p>番号7:譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [REDACTED] 賃借権設定の5年です。</p> <p>番号8:譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [REDACTED] 賃借権設定の5年です。</p> <p>番号9:譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [REDACTED] 賃借権設定の20年です。</p> <p>番号10:譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [REDACTED] 賃借権設定の5年です。</p> <p>番号11:譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [REDACTED] 賃借権設定の5年です。</p> <p>番号12:譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [REDACTED] 賃借権設定の20年で相続権者同意書有となります。</p> <p>番号13番から番号32番は再設定の案件になりますので省略致します。</p> <p>番号33～番号35は農地中間管事業の県公社研修事業となり同じ案件ですので、代表だけを朗読致します。</p> <p>番号33:譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [REDACTED] 農地中間管理機構 集積の10年です。外番号35まで計3件 計15筆の23,897.75㎡</p>

となっております。

番号 36:譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [REDACTED] 農地
中間管理機構 集積一括方式の10年です。

番号 37:譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [REDACTED]
農地中間管理機構 集積一括方式の10年です。

番号 38:譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [REDACTED] 農地中間管理機構
集積一括方式の10年です。

番号 39 から番号 61 まではすべて乙ヶ瀬地区の基盤整備事業に関する農地中間管理
事業で、譲渡人から熊本県農業公社を經由し譲渡人ご本人から本人・または親族
へ使用貸借するという形態をとった、ほぼ同じ案件ですので代表のみ朗読させてい
ただきます。

番号 39:譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [REDACTED]
農地中間管理機構 集積一括方式の10年です。外番号 61 まで計 23 件 計 131 筆
の 206,233.74 m²となっております。

以上、新規案件 41 件 再設定案件 20 件 ご審議よろしくお願ひ致します。

議長 ありがとうございます。朗読が終わりましたので地元委員の説明をお願いします。

7 番 議案第 4 号 1 番から 3 番につきまして、7 番興梠が説明致します。譲渡人、譲受
人、議案書記載のとおりでございます。1 番から 3 番まで譲渡人はご高齢の為、農
地の管理が出来ず、譲受人とそれぞれ、小作契約の話がまとまっております。1 番
と 2 番の譲受人は新規就農者の若手担い手農家であり、さらなる農業規模を拡大中
です。3 番の譲受人も長年農業を営んでおり、何ら問題は無いと思われます。ご審
議よろしくお願ひ致します。

3 番 議案第 4 号 4 番につきまして 3 番の岩本が説明致します。申請人、譲渡人、譲受
人、記載のとおりでございます。譲渡人はご高齢の為、耕作者を探されておられた
処、同じ地区の担い手農家で規模拡大中の譲受人と話が出来ております。何ら問題
は無いと思われます。ご審議よろしくお願ひ致します。

4 番 議案第 4 号 5 番につきまして 4 番の友岡が説明致します。申請人、譲渡人、譲受
人、記載のとおりでございます。譲受人は親子で農業を励んでおられ地域の中心経
営体である。今回譲渡人がご高齢とて農業が出来ないと譲渡人との契約の話が出来
ております。何ら問題は無いと思われます。ご審議よろしくお願ひ致します。

1 番 議案第 4 号 6.7 番につきまして 1 番の安達が説明致します。申請人、譲渡人、譲
受人、記載のとおりでございます。6.7 番伴に譲渡人はご高齢という事で耕作者を

	<p>探されていましたが、地元で盛んに農業を営んでおられるそれぞれの、譲受人と小作契約の話がまとまりました。何ら問題は無いと思われます。ご審議よろしくお願ひします。</p>
13 番	<p>議案第 4 号 8 番.9 番につきまして 13 番の長崎が説明致します。申請人、譲渡人、譲受人、記載のとおりでございます。8 番は譲渡人がご高齢で耕作が出来ずにいたところ、地元で農業を営まれる、譲受人と賃借権設定 5 年の小作契約が結ばれました。9 番は譲渡人が今まで別の方と小作契約を結ばれておりましたが今回新たに譲受人と賃借権設定 20 年の契約を結びました。何ら問題は無いと思われます。ご審議ください。</p>
9 番	<p>議案第 4 号 10 番.11 番につきまして 9 番の佐藤が説明致します。申請人、譲渡人、譲受人、記載のとおりでございます。10 番については譲渡人がご高齢で耕作が出来ずに今まで別の方が耕作されておりましたが、今回新たに地元で農業を営まれる、譲受人と賃借権設定 5 年の小作契約が結ばれました。11 番は譲渡人が建設業でお勤めで、ご両親が今まで耕作をされておりましたが、ご高齢になられ耕作が出来ないと、譲受人と今回新たに賃借権設定 5 年の契約を結ばれました。何ら問題は無いと思われます。ご審議ください。</p>
11 番	<p>議案第 4 号 12 番につきまして 11 番の長崎が説明致します。申請人、譲渡人、譲受人、記載のとおりでございます。12 番は譲渡人は別の方に今までは耕作をお願いされていましたが、今回新たに、地元で大規模な農業を盛んに営んでおられる、譲受人と賃借権設定 20 年 相続権者同意有りということで小作契約の話がまとまりました。何ら問題は無いと思われます。ご審議よろしくお願ひします。</p>
事務局	<p>番号 33 番から 61 番まで事務局が説明します。</p> <p>番号 33 から番号 35 番につきましては熊本県農業公社が行う新規就農者の農業研修を行うための研修農地を県公社が借り受ける事業となります。</p> <p>この事業は県公社が、耕作が出来ない農地の出し手から、農地を中間保有し、村の認定研修機関を経由し無償で新規就農者を目指す研修生へ研修農地を貸し出す事業です。</p> <p>あくまでも農地中間管理機構、県公社が農地を保有し研修生に正式な農地配分はされずに、研修生に農地を使用させ農業研修を行うという形式を取ります。現在農地中間事業に於いては一括方式で集積と配分を同時に行っておりますが、この案件では昔の方式で集積のみとなります。</p> <p>中間保有した研修農地は 2 年間、研修生へ無償で提供され認定研修機関が研修を実施いたします。研修生の研修が完了し、新規就農をされた場合は正式に中間管理事業で貸し出すという、流れとなります。重ねて説明致しますが、農地の出し手に支払う賃料は県公社が負担を致します。</p> <p>遊休農地を活用し研修農地として生かせる事業であり何ら問題無いと思われます。</p> <p>番号 36 番～38 番につきましては、それぞれ譲渡人が耕作が出来ない事から、中間管理事業による賃借権設定を結ばれます。</p>

	<p>番号 36 番の譲受人は地元で農業を営み、遊休農地を耕作され、規模を拡大しようとしており、大変意欲ある農家です。場所は大字一関と吉田の間を流れる保手ヶ谷川と旧国道 325 号線の交差箇所から南西に約 200mにある農地と、 農地の 2 箇所となります。</p> <p>番号 37.38 番の譲受人は久石地区の農事組合法人で数年前から法人を立上げておられ、地区内農地の大部分を営農されており、更なる規模拡大をなされておられます。場所は 農地です。何ら問題無いと思われます。</p> <p>番号 39 番～61 番につきましては、乙ヶ瀬地区基盤整備事業による集積であり、先月までの総会で数回審議致しました、立野地区の基盤整備事業関連の農地中間管理事業と類似した案件となります。</p> <p>立野地区では、行政区等で集落の担い手農家へまとまった農地を農地中間管理事業で集積を行う事で、機構集積協力金が交付される事業でしたが、乙ヶ瀬地区では、中山間地域農地集積促進費事業が採択され、事業費に対する農家個人負担分 5%の基盤整備事業の個人負担分を補填する事業となります。この事業の交付要件は農地中間管理機構での集積が前提となり今回上程をいたします。</p> <p>以上、何ら問題は無いと思われます。 ご審議よろしくお願ひいたします。</p> <p>議長 ありがとうございます。事務局の説明が終わりましたので審議をお願い致します。</p> <p style="text-align: center;">(異議なし)</p> <p>何もない方は、それでは議案第 4 号経営基盤強化促進法による許可申請について異議のない方は挙手をもってお願い致します。</p> <p style="text-align: center;">(全員挙手)</p> <p>議長 はいありがとうございます。全員賛成と認め、議案第 4 号は原案どおり可決致します</p>
議長	<p>以上で議案の審議は終了しますが、4 月の総会の日程を決めておきたいと思ひます。4 月 10 日 月曜日 10 時から 場所は南阿蘇村役場の 2 階大会議室で行いたひと思ひますのでよろしくお願ひ致します。また、次回の農業委員会憲章の指揮は 14 番大塚委員、15 番犬塚委員にお願ひしたいと思ひます。その他で委員さんから何かござひませんか。</p> <p>なければ事務局から何かござひませんか。</p>
事務局	<p>・活動記録簿の月 6 日付け足しの再依頼。</p>
議長	<p>以上をもちまして第 33 回南阿蘇村農業委員会を終了致します。大変お疲れ様でござひました。これをもって総会を終了させていただきます。どうもお疲れ様でした。</p>

7. 閉会時刻 11時00分閉会

会議の内容に相違なきことを認めここに署名する。

令和5年4月10日

農業委員会 会長

議事録署名委員

11 番

議事録署名委員

13 番
